

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月30日
【報告者の氏名又は名称】	日本製粉株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
【電話番号】	03(3350)2368
【事務連絡者氏名】	理事 経営企画部長 五月女 豊一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	日本製粉株式会社 (東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、日本製粉株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、東福製粉株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株券についての権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

東福製粉株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成26年7月1日(火曜日)から平成26年7月29日(火曜日)まで(20営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

応募株券等の総数(4,411,311株)が買付予定数の上限(2,837,000株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成26年7月30日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,411,311(株)	2,837,000(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	4,411,311	2,837,000
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,100
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	1,036
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(g)	9,917
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	61.62

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者及び対象者を除きます)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成26年5月15日に提出した第92期第2四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の単元未満株式40,000株から、平成26年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式438株を控除した39,562株に係る議決権の数である39個)及び上記四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の相互保有株式の数(2,000株)に係る議決権の数(2個)の合計数である41個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(g)」を9,958個として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ. 計算方法

応募株券等の総数(4,411,311株)が買付予定数の上限(2,837,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとなりました。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

ロ. 計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主からの買付け等をする株券等の数の合計は2,837,000株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	2,837.000	(A)
応募株券等に係る議決権の数	4,411.311	(B)
あん分比率	0.64311947173...	(A) / (B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数 (株)	1 単元未満の 株式数を四捨 五入(株)	(3)により切上 げられた単元未 満株式数(株)	買付株式数 の増減 (株)	最終買付株 式数(株)	応募株主に 返還する株 式数(株)	件数
1	702,000	451,469.87	451,000	-469.87		451,000	251,000	1
2	476,000	306,124.87	306,000	-124.87		306,000	170,000	2
3	400,000	257,247.79	257,000	-247.79		257,000	143,000	1
4	344,000	221,233.10	221,000	-233.10		221,000	123,000	1
5	313,750	201,778.73	202,000	221.27		202,000	111,750	1
6	300,000	192,935.84	193,000	64.16		193,000	107,000	1
7	169,000	108,687.19	109,000	312.81		109,000	60,000	1
8	131,000	84,248.65	84,000	-248.65		84,000	47,000	1
9	124,000	79,746.81	80,000	253.19		80,000	44,000	1
10	118,000	75,888.10	76,000	111.90		76,000	42,000	1
11	113,000	72,672.50	73,000	327.50		73,000	40,000	1
12	70,000	45,018.36	45,000	-18.36		45,000	25,000	1
13	69,000	44,375.24	44,000	-375.24		44,000	25,000	1
14	40,000	25,724.78	26,000	275.22		26,000	14,000	2
15	30,000	19,293.58	19,000	-293.58		19,000	11,000	1
16	22,000	14,148.63	14,000	-148.63		14,000	8,000	2
17	21,000	13,505.51	14,000	494.49	-1,000	13,000	8,000	1
18	20,000	12,862.39	13,000	137.61		13,000	7,000	1
19	17,000	10,933.03	11,000	66.97		11,000	6,000	1
20	16,000	10,289.91	10,000	-289.91		10,000	6,000	2
21	15,001	9,647.44	10,000	352.56		10,000	5,001	1
22	14,000	9,003.67	9,000	-3.67		9,000	5,000	1
23	13,000	8,360.55	8,000	-360.55		8,000	5,000	1
24	10,000	6,431.19	6,000	-431.19		6,000	4,000	3
25	9,000	5,788.08	6,000	211.92		6,000	3,000	1
26	8,000	5,144.96	5,000	-144.96		5,000	3,000	2
27	7,070	4,546.85	5,000	453.15	-1,000	4,000	3,070	1
28	7,000	4,501.84	5,000	498.16	-1,000	4,000	3,000	2
29	6,000	3,858.72	4,000	141.28		4,000	2,000	1
30	5,500	3,537.16	4,000	462.84	-1,000	3,000	2,500	1
31	5,000	3,215.60	3,000	-215.60		3,000	2,000	12
32	4,000	2,572.48	3,000	427.52	-1,000	2,000	2,000	7
33	3,440	2,212.33	2,000	-212.33		2,000	1,440	1

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数 (株)	1 単元未満の 株式数を四捨 五入(株)	(3)により切上 げられた単元未 満株式数(株)	買付株式数 の増減 (株)	最終買付株 式数(株)	応募株主に 返還する株 式数(株)	件数
34	3,000	1,929.36	2,000	70.64		2,000	1,000	7
35	2,835	1,823.24	2,000	176.76		2,000	835	1
36	2,500	1,607.80	2,000	392.20	-1,000	1,000	1,500	1
37	2,000	1,286.24	1,000	-286.24		1,000	1,000	11
38	1,500	964.68	1,000	35.32		1,000	500	3
39	1,011	650.19	1,000	349.81		1,000	11	4
40	1,003	645.05	1,000	354.95		1,000	3	1
41	1,002	644.41	1,000	355.59		1,000	2	1
42	1,001	643.76	1,000	356.24		1,000	1	2
43	1,000	643.12	1,000	356.88	-1,000	0	1,000	16
44	1,000	643.12	1,000	356.88		1,000	0	63
45	500	321.56	0	-321.56		0	500	1
46	164	105.47	0	-105.47		0	164	1

(注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しております。